

出前講座実施要領

1 趣旨

県は、千葉県県民活動を推進するため、県民の要請に応じて職員又は市民活動団体等関係者が出向き、NPO・ボランティアについての説明や意見交換を実施し、県民活動施策に反映させるものとする。

2 内容

NPO・ボランティアの基礎知識、県民活動施策、市民活動団体の活動状況に関するものとする。

3 説明者

県環境生活部県民生活課職員又は県が必要であると認めた場合は市民活動団体等関係者とする。

4 実施日時

開催時間は、意見交換等を含めて2時間以内とする。

5 対象

県民、県内の市町村、企業、団体、学校などが主催する研修会等で、参加人数がおおむね10人以上のものとする。

ただし、営利、宗教活動、政治活動を目的とするものを除く。

6 費用

職員の派遣費用は無料とする。

なお、開催に係る費用は主催者が負担するものとする。

ただし、市民活動団体等関係者が講師となる場合における講師に支払う謝金及び旅費については、県が負担するものとする。

7 申込方法

(1) 出前講座を希望する場合は、実施希望日の40日前までに、「出前講座申込書」(様式第1号)又は電子申請サービスにより申し込むものとする。

(2) 県は、申込書の内容を審査し、講師の選定を行い、速やかに申込者に決定の連絡をする。

(3) 県は、業務上の都合により、開催日時の変更又は開催を断る場合がある。

8 感想票の作成

主催者は、開催後20日以内に、「出前講座感想票」(様式第2号)又は電子申請サービスにより出前講座の感想を提出するものとする。

県は、感想を取りまとめ、必要に応じて関係各課と調整を図った上で、次年度以降の県民活動施策に反映させるものとする。

附 則

この要領は、平成15年5月1日から施行する。

この要領は、平成18年5月25日から施行する。

この要領は、平成19年8月8日から施行する。

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

この要領は、令和6年5月9日から施行する。